

会計監査人の監査意見

無限定適正意見と除外事項付意見

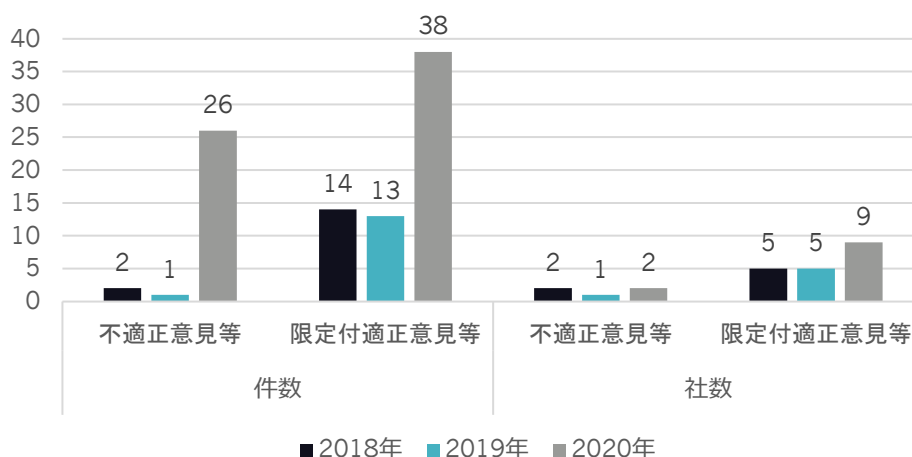
会計に関する不祥事が発生し、デジタル・フォレンジックス調査が必要となる事態に陥った上場会社にとって、会計監査人の監査意見がどうなるかは重大な関心事です。

監査の結果、重要な問題がなければ、財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にしたがって、会社の財務状況を、すべての重要な点において適正に表示していると認める旨の意見（**無限定適正意見**）が表明されます。ほとんどの上場会社においては無限定適正意見ですが、監査意見の表明に当たって、重要な影響を与える可能性のある事項（**除外事項**）がある場合、無限定適正意見以外の意見（**除外事項付意見**）が表明される場合もあります。

増加する除外事項付意見

近年、不適切会計関連の開示が年々増加傾向（注1）にあります。2018年以降に除外事項付意見が表明された事例の推移をみますと、2020年に急増しています。

除外事項付意見の推移



※ 2020年実績は、2020年10月末までに監査報告書等が公表されたものを対象として集計。
不適正意見等には意見不表明（結論の不表明）を含む。

（出典：日本取引所グループHP (<https://www.jpx.co.jp/listing/others/adverse-opinion/archives-02.html>) より弊社集計)

2020年の社数は、限定付適正意見等が前年の5社から9社に増加し、2020年の件数は、限定付適正意見等が前年の13件から38件に増加、不適正意見等も前年の1件から26件に増加しています。

社数と件数の差は、1社で複数件の除外事項付意見が表明されることにより生じます。過去数年に亘って財務諸表に重要な影響を与える不適切会計においては、過去の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「**有価証券報告書等**」といいます。）を訂正しますが、訂正有価証券報告書等に対する監査意見も除外事項付意見である場合に、件数は社数より多くなります。

（注1）例えば、株式会社東京商工リサーチによる「不適切な会計・経理の開示企業」調査などのサーベイを参照

除外事項付意見の類型

除外事項付意見は、除外事項の性質やその影響範囲によって「限定付適正意見」、「不適正意見」、「意見不表明」の3種類があります。

これらの意見は、その原因となる除外事項が、①財務諸表に重要な虚偽表示があるというもの（**意見に関する除外**）なのか、②十分かつ適切な監査証拠が入手できず、重要な虚偽表示の可能性があるというもの（**監査範囲の制約**）なのか、という判断軸と、除外事項が財務諸表に及ぼす**影響の範囲の広範性**という判断軸によって分類されます。

除外事項付意見を表明する 原因の性質	除外事項付意見を表明する原因となる事項が財務諸表に及ぼす影響の範囲、又は及ぼす可能性のある影響の範囲が広範なものかどうかという監査人の判断	
	重要だが広範でない	重要かつ広範である
財務諸表に重要な虚偽表示がある	限定意見 (限定付適正意見)	否定的意見 (不適正意見)
十分かつ適切な監査証拠が入手できず、重要な虚偽表示の可能性がある	限定意見 (限定付適正意見)	意見不表明

(出典：監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」A1)

3つの除外事項付意見を整理すると、以下のようになります。(注2) (注3)

1. 限定付適正意見 (限定的結論)

(1) 監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手した結果、虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響が、個別に又は集計した場合に、重要であるが広範ではないと判断する場合、(2) 監査人が、無限定意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要であるが広範ではないと判断する場合に表明する。

2. 不適正意見 (否定的結論)

監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手した結果、虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響が、個別に又は集計した場合に、重要かつ広範であると判断する場合に表明する。

3. 意見不表明 (結論の不表明)

監査人が、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要かつ広範であると判断する場合に表明する。

(注2) 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」(2020年4月9日最終改正)第5項~第8項

(注3) 年度監査と四半期レビューでは、その保証の程度や結論の形式が異なります。本項では、見出しにおいて“年度監査の意見(四半期レビューの意見)”のように記載しています。

不適切会計における監査意見の表明

監査人は監査意見を形成するために必要な監査手続を計画・実施し、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければなりません。そのため、会計に関する不祥事が発生した場合には、当該不祥事が財務諸表に与える影響を評価するために、監査意見表明までの短期間に追加の監査手続を行う必要があります。加えて、過去数年に亘って財務諸表に重要な影響を与える不適切会計であった場合には、訂正有価証券報告書等に対する監査意見も表明しなくてはならず、監査人・上場会社ともに大きな負荷がかかることとなります。

上場会社において、不適正意見（否定的結論）又は意見不表明（結論の不表明）の場合には、有価証券上場規程の上場廃止基準等に抵触するおそれが生じます。（注4）

（注4）例えば、有価証券上場規程（東京証券取引所）第601条第1項第11号 虚偽記載又は不適正意見など


本件に関するお問い合わせ

リーガレックス合同会社

大阪事務所 業務執行社員 公認会計士／公認不正検査士／公認情報システム監査人／CDFP-B
立川 正人 (masato.tachikawa@legalex.co.jp)

東京事務所 業務執行社員 公認会計士／税理士／中小企業診断士
高山 清子 (sumiko.takayama@legalex.co.jp)

発行会社

会社名	リーガレックス合同会社 (LEGALEX LLC)
代表社員	深山 治 (公認不正検査士)
事業概要	LEGALEX (Legal + Expand) をコーポレートコンセプトとして、法務領域に関連するテクノロジーと公認会計士・税理士の専門性を、企業内外の法律専門家や会計専門家等に提供し、拡大する業務領域への対応を支援することを目的としている。東京・大阪・福岡を拠点に、デジタル・フォレンジックスについての高い技術と知識、会計税務に関する見識を融合させ、国内外の不正調査や内部監査等に関する数多くの支援実績を有する。
所在地	[東京] 東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル [大阪] 大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1 阪急新大阪ビル [福岡] 福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル
HP	 https://legalex.co.jp

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。なお、本資料の意見に係る部分については、弊社の公式見解ではありません。